

ひろば

# 神戸地裁、神戸製鋼石炭火力発電所建設稼動差し止めを棄却

編集委員会

### はじめに

神戸地方裁判所(高松宏之裁判長)は2023年3月20日,神戸市・芦屋市・西宮市の住民などが、神戸製鋼とその子会社コベルコパワーおよび関西電力を相手取って起こしていた石炭火力発電所建設稼動差し止めの訴えを棄却する判決を下した10

原告は訴訟で、①同発電所が住宅地の近傍に在り、NOx、SOx、煤塵、水銀、PM2.5 による大気汚染で、原告らが健康被害を受けるおそれがあり、②大量の CO<sub>2</sub> 排出が気候災害をもたらし、原告らの「健康平穏生活権」、「安定気候享受権」が受忍限度を超えて違法に侵害されるおそれがあると主張した。これに対して判決は、大気汚染については、「原告らに不可逆的又は深刻な生命・健康への具体的危険が生じているとは認められない」と結論した。また判決は、気候変動によって原告らが受ける被害は、本発電所から排出される CO<sub>2</sub> との関係性が極めて希薄であるなどとして、原告の主張を認めなかった。

## 1 温暖化被害による差し止めを認めない 理由

以下に同判決文が,地球温暖化を理由とした原告らの差し止め請求を認めることができない理由を述べた部分を抜粋して示す.

「地球温暖化による被害の発生というのは、地球全体の大気中の CO<sub>2</sub> 濃度が上昇して地球全体の温暖化が進行し、地球全体に影響を及ぼすことによるものである。そうすると、兵庫県においても気候変動が予測されており、原告らの居住地においても被害が発生するおそれはあるが、温暖化

が進んだ場合にそれらの予測が現実化する確率, 現実に発生する災害等の程度,現実に災害等が発生する場所などには様々なものがあり得るのであり,原告らが実際に生命,身体,健康を害されるほどの被害に遭うか否かは,これらの様々な不確定要素に左右されることになる.したがって,現時点において,原告らの生命,身体,健康に被害が生ずる具体的危険が生じていると認めることはできない.」

「国際社会が目指す削減目標は、地球全体の温暖化を防止するためのものであるのに対し、原告らに生ずる被害の具体的危険性は、地球温暖化の影響が原告ら個々人に実際に生ずることの具体性をもって判断するべきものであるから、地球全体の温暖化の危険性をもって、原告ら個々人に生ずる具体的危険と同一視することはできない.」

気候変動による災害を回避するために速やかな CO<sub>2</sub> 排出削減が求められていることに対して、「まさにそのような事態を回避するために国内外で地球温暖化対策が進められていることからすると、現在の時点において被害発生の具体的危険が生じているとは認められない。」

本発電所の  $CO_2$  排出量は、地球規模では年間エネルギー起源排出量の 0.02% に過ぎないので、「原告らに生ずるおそれのある被害と、本件新設発電所からの  $CO_2$  の排出との関係性は、極めて希薄であるといわざるを得ず、本件新設発電所からの  $CO_2$  の排出に、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害を当然に帰責できるだけの連関を認めることはできない。」

「CO<sub>2</sub>の排出削減方法の選択・決定は、本来的に、 エネルギー政策等を含めた政策的観点から、民主

著者連絡先:mail@jsa.gr.jp

制の過程によって行われるべきものであり、その 選択・決定なしに、多様な排出源のうちの特定の ものを、原告ら個々人に生ずるおそれのある被害 を帰責させる対象として法的に選択・特定するこ とはできない.」

原告の主張する安定気候享受権は、「原告ら個々人の生活の平穏という利益を基礎とする形はとっているものの、実質的には、具体的危険が生ずる以前の段階で、安定した気候という環境の保全そのものを求める主張にほかならないというべきである。この様な性質を有する原告らの主張する安定気候享受権は、原告らの個々人の人格権により保護されている法益と認めることができない。」

## 2 原告団・弁護団が共同声明

この判決に対し、同民事訴訟の原告団・弁護団は3月23日声明を発表した<sup>2)</sup>. 誌幅の都合により、その一部を抜粋して以下に紹介する.

「本判決によれば、日本において、事業者が世 界の中の主要排出源の1つとして、CO。の大量排 出を長年にわたって継続したとしても、世界規模 で見たときには、気候変動への寄与が限定され、 また個人に対してただちにその排出が直接的な危 険をもたらすものではないとされて、住民がその 排出削減を求めることはできないことになります. 2023年3月9日付けの最高裁決定によって確定 した, 本件石炭火力発電所についての環境影響評 価書の確定通知取消訴訟(行政訴訟)では、「CO、 の排出にかかる被害を受けない利益」は公益で あって住民の個別的権利利益ではない、と判断さ れています。この2つの判断を合わせると、日本 における CO。の排出規制は、政治過程を通じて 導入される新たな法政策によってのみ実現できる もので、住民らの権利侵害を理由とする裁判所に よる規制は、現時点ではいまだ極めて困難となり

しかし,世界を見回すと,パリ協定やグラスゴー気候合意が目指す 1.5℃目標を達成するために,排出できる CO₂ は限定されている中で (カーボンバジェット論),全ての排出源が気候変動に寄与していることを前提に,オランダ最高裁判所 (2019年)やドイツ憲法裁判所 (2021年)は早期の排出

削減の必要性を根拠に国の削減義務を認め、また、ハーグ地方裁判所は不法作為法上の注意義務に基づき、大規模排出事業者であるシェルについて、CO<sub>2</sub>の削減義務を認めました(2021年)<sup>3)</sup>. そのような世界の先端的判決と比較して、本件判決は、気候変動に対する危機感を決定的に欠き、気候変動時代の新たな人権侵害への対応姿勢を欠くと言わざるを得ません.」

#### おわりに

日本では、行政訴訟あるいは民事訴訟によって、温室効果ガスの排出を差し止めることは困難を極めている。この事情は原発の運転差し止め訴訟とも共通している。「なぜ多くの裁判長が差し止めを認めないのか」に関わって、かつて樋口英明元福井地方裁判所裁判長が、本誌において指摘したことは重要である。即ち、「国民の多くは、脱原発派であろうとなかろうと、裁判所が原発の危険性の有無を判断した結果、多くの裁判所が原発の運転を認めていると思っている。しかし、おそるべきことに、裁判所は原発の本当の危険性について判断しているわけではないのである4.」

この困難を打開するために求められるのが、差 し止め訴訟の「パラダイムシフト」である。裁判 官に超人的理解力を期待するのではなく、「中学 生でもわかる論理」で裁判官を説得せねばならな い<sup>5)</sup>.

注および引用文献 (URL 最終閲覧: 2023 年 3 月 25 日)

- 神戸の石炭火力発電を考える会:「石炭火力発電所建設等 差止請求事件判決」(2023 年 3 月 20 日) https://kobeclimatecase.jp/wp-content/uploads/2023/ 03/20230320judgment-document kobe climate case.pdf
- 2) 神戸製鋼石炭火力民事訴訟原告団・弁護団:「一審判決についての共同声明」(2023年3月23日) https://kobeclimatecase.jp/blog/2023/03/23/judgment\_statement20230320/
- 3) 浅岡美恵:「気候危機と人権 ―気候危機を回避するため の挑戦」『日本の科学者』**58**(6),40-48(2023).
- 4) 樋口英明:「我が国における原発の耐震性とその危険性 一大飯原発の運転停止を命じた裁判を通して」『日本の科 学者』**56**(3),39-44(2021).
- 5) 河合弘之:「原発差止訴訟のパラダイムシフト」『日本の 科学者』57(8), 28-31(2022),

(編集委員会)